

# 定 款

守谷輸送機工業株式会社

2022年6月29日 改 定

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、守谷輸送機工業株式会社と称し、  
英文では、Moriya Transportation Engineering and Manufacturing Co., Ltd.  
と表示する。

(目的)

第2条 本会社は以下の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種エレベーター設計製作、据付復旧修理工事ならびに保守維持および各種部品の製作販売。
- (2) 垂直搬送機、クレーン、ホイスト設計製作、据付復旧修理工事ならびに保守維持および各種部品の製作販売。
- (3) 諸機械製造販売、据付および各種部品の製作販売。
- (4) 電波暗室用シールド扉等電波暗室関連設備の設計製作、据付復旧修理工事ならびに保守維持および各種部品の製作販売。
- (5) 建築物の建築に関する法令または条例の規定に基づく手続きの代理。
- (6) 上記に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を神奈川県横浜市金沢区に置く。  
ただし、必要に応じて支店または出張所を設けることができる。

(公告方法)

第4条 本会社の公告は、電子公告により行う。  
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行する株式の総数は39,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 本会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 本会社の定時株主総会は事業年度末日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは取締役会の決議で定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは取締役会の決議で定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、その株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 本会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役の員数は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は本会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 本会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 本会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 本会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 本会社の監査役の員数は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 本会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠く事となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 本会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 本会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第46条 本会社の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄の年1回とする。

(期末配当金)

第47条 当社は株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息はつけない。



(附則)

1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。